

お問い合わせ頂いたご質問と回答例をとりまとめました。

No.	ジャンル	質問	回答
1	講習会資料補足説明	リスクアセスメントについて、講習会資料 P 15では「譲渡提供事業所」は不要と記載されているが、P 22では「リスクアセスメントが必要な『取扱事業所』『譲渡提供事業所』では…」と記載されている。これは「譲渡提供先事業所」ではないか	本件「リスクアセスメントが必要な」は「取扱事業所」だけにかかっています。『譲渡提供事業所』は不要なため、かかっておりません。
2	講習会資料補足説明	講習資料P37の「組織及び成分情報」に残ガスを回収したものなどの場合は、「別途成分分析を行い、その成分に応じて再度分類を行う必要があります。」との記載がある。この成分分析はどのように行うのか 分析機械の種類、値段、納期などはどうか	ガスクロマトグラフィーにより分析を行います。自ら機器を設置して行うか、元売会社や分析機関などに外注で依頼する方法があります。 メーカーは島津製作所などがあり、仕様や設置場所などにより異なりますが、3,500～5,000千円程度です。
3	取扱事業所と譲渡提供事業所	消費者戸数2,000戸程度の販売事業者の場合、具体的に何をするのか	規模は関係ありません。1件でもLPガス供給があれば譲渡提供事業所か取扱事業所に該当するか否かの判断からお願いします。
4	取扱事業所と譲渡提供事業所	LPガス販売事業所（伝票等の取引のみ）は容器庫を持たない事業所が該当すると思うが、この当該事業所の従業員が緊急時対応や設備工事において、容器バルブに触れる可能性があれば取扱事業所となるのか	対象事業所の判断は従業員が行う業務がLPガスに接触する可能性で判断して下さい。 例えば既設のガス管を切断する際、配管内のガスをパージする行為を従業員が行うのであれば、接触する可能性がゼロではないので、取扱事業所と判断するのが適切と言えます。
5	取扱事業所と譲渡提供事業所	販売事業者も採取器や検知管などの所有が必要か	ガス濃度の測定は、取扱事業所に該当してリスクアセスメントを実施する場合に必要です。販売事業者が譲渡提供事業所なら必要ありません。「化学物質管理者の選任」はいずれも必要です。
6	容器ラベル	容器ラベルは容器1本ごとに貼付するの	一例として、配送センターが共通容器ではなく販売店名記載のラベルがついた容器を混載して配送すると効率率が非常に悪くなり現実的ではありません。従って、ラベルをラミネート加工して客先の容器収納庫に掲示したり、集合装置に吊り下げるなどが合理的です。
7	容器ラベル	容器には誰がラベルを貼るの	原則として「当該ガスを譲渡・提供する事業者＝供給者」がラベルを作成、貼付することになります。大方の場合は販売事業者になるが、それ以外の事業者がやってはいけないという規定はないので、関係者間で協議の上、適切に対応することが望ましいです。
8	容器ラベル	プロパンが対象物質化されたが、従来どおり 50kg以下容器はラベル不要か。またラベルの記載内容は変更不要か	変更ありません。ただし消費者から求められた場合は対応が求められます（これも従来通りです）。日団協 H P 掲載の技術資料 S 労003-2022に添付している「プロパン・オートガス」をご利用ください。
9	容器ラベル	容器ラベルの適用範囲はどうなっているか	次のような整理となります。 (1)一般消費者の生活に供するもの（容器サイズ例外なし）→不要 (2)50kg以下の小型容器（フオークリフト燃料用含み用途問わず）→不要 (3)50kgを超える工業用、農業用容器→必要 (4)50kg以下の小型容器で工業用、農業用専用で使用の容器→必要 (5)上記(4)で一般消費用/工業用兼用回転容器→不要※ ※工業用消費者からラベル貼付の要請があった場合にはラベルを貼付する必要があります。
10	容器ラベル	特注の60kg容器を所有、取扱っている場合はどうなるか	基本的に50kg以下容器と同じ考え方となります。一般家庭用であれば不要。工業用、農業用に使用が限定されているのであればラベルが必要で用途で判断する必要があります。
11	容器ラベル	70kgバルク容器を所有、取り扱っている場合はどうなるか	基本的に50kg以下容器と同じ考え方となります。一般家庭用であれば不要。工業用、農業用であればラベルが必要です。
12	SDSとラベル対応要否	B to C（一般消費者向け）、B to B（企業間取引）それぞれSDSの交付とラベルの貼付が必要か	B to C、B to Bにかんがわず、危険有害な化学物質を譲渡・提供する者には SDS交付、ラベル表示が義務付けられます。工業用、農業用、業務用のお客様 への準備が必要になります。個人事業主の業務用消費者にも抜け漏れ対策として交付しておくことが望ましいです。
13	SDSとラベル対応要否	貯蔵施設を所有・占有する販売事業者が、そこでガスの詰め替えは行わない（代行店で充填した容器で販売する）場合、ラベルの貼付は不要か	譲渡・提供する側にラベル表示が義務付けられますが、50kg以下の容器は基本的に不要です。但し、工業用、農業用消費者から求められた場合は必要です。セミナーのとおり収納庫に掲示したり、集合装置に吊り下げる等の対応お勤めています。
14	SDSとラベル対応要否	業務用消費者（個人事業主）、（従業員雇用有り）に対してどのような対応が必要か	業務用で従業員の雇用が明らかになればSDS、ラベル貼付は必要で従業員を一時的に雇う可能性がある、あるいは従業員なのか家族なのかの判断がつかないこともあり、液石法の業務用消費者には交付するのが無難です。
15	SDSとラベル対応要否	工業用消費者に対してどのような対応が必要か	SDSの交付は必ず必要です。50kg以下の容器ならラベルは不要ですが、消費先からラベルを求められた場合は必要です。
16	SDSとラベル対応要否	質量販売消費者に対してどのような対応が必要か	用途が工業用（高圧法販売）ならSDSを要します。液石法販売なら不要です。
17	SDSの内容・交付	販売事業者の工業用、業務用（従業員雇用有）の消費者への責任と義務はなにか	（責任）販売事業者は、工業用等消費者にSDSを交付するまでが役割です。この先は消費先の経営者などが従業員に対して取り扱う化学物質の危険有害性を理解のうえ、リスクアセスメントを行います。逆にSDSをきちんと交付していなければ、消費先は危険有害性情報を入手できず、リスクアセスメントを行えません。従ってSDSは交付義務となっています。なお、交付した際は、交付年月日、交付先名称・所在地、SDS内訳（ガス種）、交付実施者名を記録様式などに記載して保管することを推奨します。
18	SDSの内容・交付	今回、供給事業者はガスの販売事業者となり、その記載が必須となった根拠は何か	令和6年1月9日厚生労働省労働基準局通達「基安化発0109台1号」（別紙2）5（1）において、「表示をするものの氏名は化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載すること」の表記があり、これを根拠としています。
19	SDSの内容・交付	SDS、ラベルに印字する事業者は充填所名称、本社名称のいずれか	実際にLPガスを譲渡・提供する事業者の名称ということで本社名称が適当です。

お問い合わせ頂いたご質問と回答例をとりまとめました。

No.	ジャンル	質問	回答
20	SDSの内容・交付	SDSの交付に関し、書面を郵送する方法でも良いか	郵送やホームページ上からダウンロードなど、何れの方法でも可です。
21	SDSの内容・交付	給湯（手洗い、湯沸かし）のみ利用の事業所（従業員雇用）は、SDS交付の対象となるか	規模の大小にかかわらず、基本的には交付が必要です。SDS交付は安衛法対応なので液石法のような緩和要件はありません。
22	SDSの内容・交付	ユーザーへの周知を行う際の案内文書などの雛形、見本は作成配布予定はないか	案内文書などのひな形、見本の作成配布予定はありません。
23	SDSの内容・交付	SDSタイトル部分の製品名を変更する場合（例えば「プロパンガス」や「液化石油ガス」に変更）、化学品の名称と一致させる必要があるか	記載を一致させる必要があります。
24	SDSの内容・交付	プロパンSDSに「ばく露基準」の記載がないがなぜか	プロパンには労働衛生上の「ばく露限界」が設定されていません。理由は毒性が低く、主な危険性が「窒息」と「可燃・爆発性」のためです。
25	SDSの内容・交付	日団協SDS標準様式を使用する際、日団協の管理番号は削除してよいか	様式冒頭にある「S 労-001-2026（様式プロパン・オートガス）」「S 労-001-2026」を削除してください（日団協の規格番号でSDSとは関係がないため）。
26	SDSの内容・交付	SDS記載上、国内製造事業者名を記載しなければならないか	製造事業者の記載は任意です。記載する場合は製造事業者の同意を得てください。
27	SDSの内容・交付	SDS記載上、国内製造事業者名を記載しない場合、項目を削除しレイアウト変更しても構わないか	問題ありません。
28	SDSの内容・交付	SDSの「作成日」「改訂日」は何を記載するのか	いずれも交付者が作成した日で構いません。交付者が管理できる日付であるようにしてください。
29	SDSの内容・交付	SDSの内容に変更があった場合、譲渡先に対して紙面やメール等で変更があった旨通知し、最新版のSDS入手を促す必要があるか	変更になったことを知る手段が消費者にはないので、メールや書面による通知は必要になります。
30	SDSの内容・交付	「従業員が業務の中でLPガスにばく露する可能性」を基準としてSDS通知対象者を選定する考え方でよいか	危険有害性に指定されていますので、「ばく露」だけにフォーカスするのではなく危険性（つまり可燃性ガスであること）を認識させる必要があります。化学品を取り扱うリスクとして「危険有害性+ばく露」と捉える必要があります。危険性としては「火災・爆発を引き起こす性質」があるものを言います。漏出時の措置、取扱及び保管上の注意、火災時の措置などが該当します。なお、安全装置がついている、燃焼器が屋外にのみあるなどが上記対象外とは言い難いものがあります。従って、従業員がいる顧客には交付しておく必要があります。
31	SDSの内容・交付	SDS交付を行わない場合、罰則規定はあるか。	対象となり、六月以内の拘禁刑または50万円以下の罰金が課されます。
32	リスクアセスメント	LPガスの配送、ガス配管工事を行う配送会社（充填所なし）は、リスクアセスメントの実施、化学物質管理者の選任は必要か	バルブ操作を行う容器配送事業者は取扱事業所に分類されるため、いずれも必要です（ただし専門的講習は必要ありません）。
33	リスクアセスメント	リスクアセスメント（ばく露測定など）実施が困難な場合（全拠点への測定機材配備のコスト負担、専門知識を持つ人材の不足他）、他事業所の測定値の引用は可能か	複数の事業所があることが前提で、同じ設備（ガスと触れる可能性がある充填機やオートガスディスプレイなどが同じメーカー）であれば、他事業所の測定結果を引用することは可能です。
34	その他	LPガスが危険有害物質に指定されても、従業員の特殊健康診断は必須ではないか	労働安全衛生法第66条2項および3項で定められた特殊健康診断の対象業務にあらず、ご質問の通りと思われます。
35	その他	「業務用」とは、消費機器の種類やメーカー区分とは関係なく、“使用形態が業務用であるかどうか”という解釈で良いか	ご質問のとおり、使用形態で判断されます。
36	その他	充填所で作業員に皮手袋、ヘルメットを着用させる場合、保護具着用の管理責任者選任義務はあるか	ヘルメット、皮手袋、安全靴などの一般保護具は事業者の安全管理体制（安全衛生委員会、職長など）で管理すれば良く、保護具着用管理責任者の選任の必要はありません。労働安全衛生法では事業者は作業員の危険防止措置を義務付けられており、保護具の選定、使用指導、保守は事業者の一般的な安全管理として取り扱われています。